普通倉庫保管料率表

（平成21年6月1日実施）

NX境港海陸株式会社

目　次

Ⅰ　料率の適用及び種類、金額

1．適用規定 …………………………………………… (1)

2．基本料率（一期料率） ………………………… (2)

3．割増料率 …………………………………………… (4)

4．割引料率 …………………………………………… (4)

5．その他の料金 …………………………………… (5)

6．消費税等の加算 ………………………………… (5)

1．適用規定

（1） 基本料率表に記載のない貨物については、類似貨物の料率を適用します。

（2） 保管料は暦日によって1日から10日までと、11日から20日までと、21日から月末までとをそれぞれ一期として計算します。

（3） 従価率による算出は寄託申込価格（寄託申込価格が不適当と認められるときは時価によります）により、従量率による算出は正常な重量または体積によります。

（4） 重量は1,000キログラムをもって1トンとし、体積は1.133立方メートルをもって1トンとします。

（5） トン数は重量、体積いずれか大なる方によります。

（6） 保管料は従価率と従量率とによって算出合算した金額の上下それぞれ5%の範囲内とし、銭位をもって四捨五入します。

（7） 上記により算出した金額を基準に、容（体）積建て、面積建て、個建て、パレット建て等で収受する場合があります。

（8） 請求各口につき50銭未満の端数があるときはその端数を切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはその端数金額を1円として計算します。

（9） 請求一口の保管料総額が1,000円に満たないときは1,000円とします。

2．基本料率（一期料率）

（単位：円）

分類	品目		従価率 1000円に付	従量率 1トンに付
穀飼類	米	(1) 国内産米	0.64	180
		(2) 輸入米	0.60	130
	麦	(1) 国内産麦	0.64	137
		(2) 輸入麦	0.64	160
	豆類	(1) コーヒー・ココア豆	1.61	348
		(2) その他	2.13	237
	粉類		1.35	210
	飼料ミール類		1.58	270
	その他飼料		1.58	210
農林水産品	農産物		1.46	274
	製造たばこ		0.64	280
	たる詰葉たばこ	(1) 国内産	0.65	140
		(2) 外国産	0.64	140
	その他葉たばこ	(1) 国内産	0.65	120
		(2) ギリシャ・インド・タイ産	0.64	150
		(3) トルコ産	0.64	180
		(4) その他外国産	0.64	130
	木材		0.90	260
	水産品		1.48	720
塩・砂糖類	包装塩		0.85	150
	撒塩		0.85	74
	砂糖	(1) 分蜜糖	1.48	222
		(2) その他	1.48	320
食料工業品	缶詰		1.73	290
	雑食料品・飲料	(1) ビール	1.48	232
		(2) その他	2.28	270
繊維製品	織物・同製品・毛糸		1.07	470
	撤扱織物・糸		1.07	820
	綿・合化繊・その他糸		1.07	370
繊維原料	生糸		0.74	400
	綿花		1.07	140
	合繊綿・麻類		1.07	210
	化繊綿		1.07	160
	毛類		1.07	400
紙・パルプ類	紙類		1.40	300
	撤扱紙類		1.40	461
	巻取紙		1.40	281
	パルプ		1.40	220

（単位：円）

分類	品目		従価率 1000円に付	従量率 1トンに付
金属・機械	地金		0.95	243
	※貴金属地金		0.043	170
	鉄材・鉄製品		1.48	130
	金物製品	(1) 洋食品・空缶類	0.95	330
		(2) その他	0.95	990
	自動車・車輌		1.46	470
	器具・部品	(1) 家庭用電気	1.73	350
		(2) 事務用・精密機械類	2.13	800
		(3) その他	2.28	685
肥料類	化学肥料		2.00	140
	その他肥料		1.07	250
化学工業品	薬品類	(1) 医薬品	1.40	485
		(2) その他	1.73	330
	染料・塗料		1.73	570
	化学製品	(1) 化粧品	1.46	570
		(2) 洗剤類	1.48	290
		(3) 汎用合成樹脂素材	1.46	530
		(4) 高機能合成樹脂素材	2.25	604
		(5) 合成樹脂成型加工品	2.54	300
	油脂・ろう類		2.28	590
窯業品	板ガラス		1.48	464
ゴム類	ゴム製品		2.41	390
	ゴム原料	(1) 生ゴム	1.48	510
		(2) 合成ゴム	1.48	470
皮革品	皮革		1.48	1,064
鉱産品	鉱産品		1.40	320
雑品	雑品		3.50	460

※「貴金属地金」の従量率は”１トンに付”を”１キログラムに付”とする。

３．割増料率

（１） 下記貨物には、基本料率に次の割増率を付加します。
なお、割増が重複する場合は、各割増率を合算して基本料率に乗じます。

イ．保税貨物　　基本料率の３割増以内
ただし、無税品は基本料率の１割増とします。

ロ．定温倉庫蔵置貨物　　基本料率の８割増以内

ハ．くんじょう倉庫蔵置貨物　　基本料率の２割増以内

ニ．消防法等の危険物

（イ） 消防法の規定による危険等級Ⅰ及びⅡの危険物並びに
危険等級Ⅲの危険物のうち第４類第二石油類
基本料率の30割増以内

同上　危険等級Ⅲの危険物（第４類第二石油類を除きます）
基本料率の10割増

同上　指定可燃物（特別の設備を要したものに限ります）

（ｉ）損害保険料率算定会の決定による危険品
基本料率の５割増

（ii）同上　普通品
基本料率の３割増

（ロ） 高圧ガス取締法の規定による高圧ガス　　基本料率の30割増以内

（ハ） 損害保険料率算定会の決定によるＡ級危険品　　基本料率の２割増
同上　Ｂ級危険品　　基本料率の５割増
同上　特別危険品　　基本料率の10割増

（イ）、（ロ）、（ハ）の割増は合算せず、いずれか大なる方を適用します。

（２）酒税又はたばこ税未納貨物、遭難貨物、特大品、荷造不完全・積載不適・積載制限・小口貨物、有毒性・汚染性・強臭性貨物又はばら貨物については、基本料率による料金のほかに、寄託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

４．割引料率

（１）同一荷主からの１回の寄託引受において、同一貨物の量が2,000トン以上の場合、全量について基本料率の25％以内の割引を適用します。

（２）野積保管の貨物であって、特に資材または設備を要しない場合は、基本料率の２割引以内とします。

5．その他の料金

（1）同一荷主からの１回の寄託引受において、同一貨物の量が 100 トン以上の場合で、かつ、全量の保管期間が１週間以内の場合は、期を跨ぐと跨がらないに関わらず、基本料率の 80％相当額の短期定額料金を適用します。

（2）寄託者の要求により特別の事務処理等を行った場合は次の料金を申し受けます。

イ．在庫証明書、在庫報告書、送状、温湿度等の調査報告書又はこれらに準ずる諸書類の作成

（イ）在庫証明書、在庫報告書　：1 件につき　1,000 円

（ロ）送状　：1 件につき　500 円以内

（ハ）温湿度等の調査報告書　：1 件につき　1,000 円以内

ロ．電算機その他の機器を使用して特別な事務処理等を行った場合

：寄託者と協議の上決定した金額

（3）倉庫証券発行等の事務処理を行った場合は、次の料金を申し受けます。

イ．発行手数料金　：証券１枚につき　3,000 円

ロ．券面記載内容変更手数料金　：証券１枚につき　1,000 円

（4）寄託者の要求により貨物の検品・検査の立会い、機械による湿度調整、その他貨物の保管に特別の手数又は設備を要した場合は、寄託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

6．消費税等の加算

１．から５．までによって計算した料金の総額に消費税（地方消費税を含む。）に相当する金額を、別途加算の上申し受けます。ただし、保税蔵置場に蔵置中の輸出入貨物に係る料金については、この限りではありません。

加算に当たっては、１．（８）と同様の端数処理を行います。